

		【修正日】平成30年 1月31日
【大分類】施工一般	【小分類】桁橋	【作成日】平成20年 4月 1日
<p>【Q-25】</p> <p>セグメント桁の運搬について、制限高さ、幅、長さ、重量の制限値およびその制限値を超える場合の対応はどのようにすればよいか。</p>		

【キーワード】 セグメント桁の運搬, 制限高さ, 幅, 長さ, 重量, 制限値

<p>【A-25】</p> <p>セグメント桁の運搬について、制限高さ、幅、長さ、重量の制限値が各法令により表-1のように定められている。</p>				
<p>表-1 各法令による運搬制限値</p>				
	車両制限令の一般的基準		道路運送車両の 保安基準	道 路 交 通 法 に よ る 基 準
	高速自動車道 以外の道路	高速自動車道 及び指定道路		
根拠法	道 路 法		道路運送車両法	道 路 交 通 法
所管官庁	国 土 交 通 省		国 土 交 通 省	警 察 庁
幅	車両の幅（積載物を含む）2.5m以下	同 左	自動車の幅（積載物含まず）2.5m以下	積載物は自動車の左右にはみ出してはならない
高さ	車両の高さ（積載物を含む）3.8m以下	同 左	自動車の高さ（積載物含まず）3.8m以下	積載物の高さ+荷台の高さ3.8m以下
長さ	車両の長さ（積載物を含む）は12m以下	同 左 連結車について、 車種積載条件に応じて、 特例あり セミトレーラ 16.5m以下 フルトレーラ 18m以下	自動車の長さ（積載物含まず）12m以下	積載物のはみ出しは自動車の前後に自動車の長さ×0.1以下。また牽引する自動車+被牽引車両は25m以下
重量	総重量 20t以下 連結車は車種を限定し最速軸距に応じ特例あり、最大27t	総重量 軸距及び長さに応じて最大25t 連結車は車種を限定し最速軸距に応じ特例あり、最大36t	総重量 自重+最大定員の体重（一人当たり55kg）+貨物の最大積載量が、軸距、車長に応じて20～25t	貨物の最大積載量は、保安基準に準拠（車検証の記載値）
<p>制限値を超える場合の対応としては、以下の方法がある。</p> <p>(1)道路交通法 道路交通法の特例として、最大積載量を超えるものについては、出発地の警察署長が車両の構造、道路の状況、交通の状況を勘案して支障がないと認めて制限外積載許可を与えたときは、車両を運転することができる（道路交通法第57条）。</p> <p>(2)道路運送車両の保安基準 保安基準の制限値を超える車両については、地方運輸局長が車両構造、使用の態様を勘案して認定を行った場合には、基準緩和車両として運行することができる（保安基準第55, 56条）。</p>				